

第32回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成29年7月10日（月）15：03～16：16
開催場所	和光市役所6階 603会議室
出席者	田中義久委員、斎藤智文委員、竹村幸子委員、山崎すみ子委員、津山由佳委員、伊藤直良委員、木暮晃治委員、佐々木好評委員 （以上8名出席） （事務局）安井総務部長、山浦情報推進課長、大塚課長補佐、大塚主任、小谷主任
欠席者	なし
議題	1 会長の選出 2 平成28年度個人情報取扱事務について 3 その他
資料	次第 資料1－1 平成28年度個人情報保護制度実施状況 資料1－2 個人情報に係る請求受付処理簿 資料1－3 個人情報取扱事務登録目録（平成28年度） 資料1－4 個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成28年度） 参考資料1 平成28年度情報公開制度実施状況 参考資料2－1 和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要について 参考資料2－2 『要配慮個人情報』とは 参考資料2－3 議案第46号 和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて 参考資料2－4 議案第46号資料 和光市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 参考資料2－5 和光市個人情報保護条例及び和光市個人情報保護条例施行規則（平成28年6月議会改正分含む） 参考資料3 農地台帳の整備事務の概要

1 開会

15時03分開会。

2 委嘱書の交付

市長から、各委員へ委嘱書を交付

3 市長あいさつ

（この後、市長は公務のため退席。）

4 委員の紹介

＊委員の自己紹介（委員名簿順に行う）

（田中委員→斎藤委員→竹村委員→山崎委員→津山委員→伊藤委員→木暮委員→佐々木委員）

＊事務局の自己紹介

（安井部長→山浦課長→大塚課長補佐→大塚主任→小谷主任）

5 議題

(1) 会長及び副会長の選出

＊選出経過

（安井部長）次第5、議題（1）会長及び副会長の選出に入らせていただきます。個人情報保護条例第37条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選により定めることになっております。いかがでしょうか、立候補若しくは推薦等ございましたらお願いしたいと存じます。

（竹村委員）推薦ですけれども、田中委員に会長職をお願いしたいと思います。

（安井部長）ただいま竹村委員より推薦がございまして、前回同様、田中様に会長をお願いしたいとご推薦いただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

（全委員）異議なし。

（安井部長）特にご意見なければ会長は田中様にお願いしたいと存じますがお受けいただけますでしょうか。

（田中委員）会の皆様のご意見ということであれば異存はございません。よろしくお願いします。

（安井部長）それでは会長は田中委員にお願いしたいと思います。続きまして副会長の選出について進めたいと思います。いかがでしょうか。

(竹村委員) 斎藤先生が学識経験者ですので、推薦したいと思います。

(安井部長) ただいま竹村委員より副会長を斎藤委員にお願いしたいという推薦がございました。ご異議ございませんでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(安井部長) 特にご意見なければ副会長は斎藤様にお願いしたいと思います。

それでは会長は田中委員、副会長は斎藤委員に決定いたしました。それでは、田中会長と斎藤副会長より就任に当たって一言ごあいさつをいただきたいと思います。

(田中委員) 当審議会は和光市の個人情報保護制度の条例に基づくものであり、この制度を適正かつ円滑な運営に資するため、当審議会が設置されているわけでございます。当市の個人情報制度が適正かつ円滑に運営されますよう、当審議会の役割を果たしてまいりたいと思いますので、ぜひ委員の皆様のご協力よろしくお願いします。

(斎藤委員) しっかりとした会になるように支援してまいりたいと思いますので、皆様のご協力よろしくお願いします。

(安井部長) ありがとうございます。次の議事につきましては、条例第38条第1項の規定によりまして、議長を田中会長にお願いします。

(2) 平成28年度個人情報取扱事務について

*事務局からの説明（大塚主任）

平成28年度個人情報取扱事務について、

資料1-1 「平成28年度個人情報保護制度実施状況」

資料1-2 「個人情報に係る請求受付処理簿」

資料1-3 「個人情報取扱事務登録目録(平成28年度)」

資料1-4 「個人情報目的外利用・外部提供登録目録(平成28年度)」に基づき説明。

※個人情報保護・情報公開制度実施状況の請求件数及び内容については、広報わこう6月号、和光市ホームページに掲載しています。

*質疑応答等

(田中会長) それでは事務局の説明に対しまして、何かご意見、ご質問

等あればお願いいたします。

(木暮委員) 不開示が2件ある。この理由はこの条例で書いてありますが、具体的にどうして不開示になったのか、我々委員に知らせることはできないのですか。

(大塚課長補佐) 一覧表に書いてある12番と13番が対象になっております。12番の保健センターに係る本人の相談記録というところに関しましては、そこに第三者、いわゆる本人以外の情報が入っているということと、相談記録には職員の判断、考え方等々の意見が入っていることから、そういったものを開示することで、適正な記録を残すことができなくなる恐れがあるので、こういったものは不開示にしたというところでございます。

もう一方の13番としましては、女性相談、消費者相談カードということになりまして、こちらも個別具体的な相談の内容で相談を受けた内容に対する職員側の意見や判断等の内容が入っておりまして、そちらも同様に、それを本人に見せることで、今後の相談業務に支障がきたすおそれがあるということで、不開示としているということになっております。

(田中会長) ほかにございますか。

今回の登録の件数が多かったのは、やはり組織改正があったということと、それからマイナンバーの関係で登録の件数がふえたが、実質的には中身は変わっていない、マイナンバーは追加という理解でよろしいですか。

(大塚課長補佐) 資料1－3事務取扱登録簿の目録で一部個別に添付している資料を見ていただきますとわかるとおり、所属名を記載する欄がございます。こちらが、組織改正によって課名が変わったりしますと、新しいものを作り直す必要がございます。ただ、それは実質的に中身に変更があるものではないので、今回添付は省略をさせていただきました。実際に事務の中身が変わったもののみを提示をさせていただいております。マイナンバーも今回、重要な変更ではあるんですが、単純に取り扱う情報に個人番号が追加されただけというところから、事務の内容が変わるわけではないということで、添付を省略させていただいております。

(田中会長) よろしいでしょうか。ほかに何かご意見、ご質問等があれ

ばお願いいたします。

なければ、議題（2）平成28年度個人情報取扱事務については終結したいと思います。

③ その他について

（田中会長）事務局から何かありますでしょうか。

＊事務局からの説明（大塚主任）

参考資料2－1 和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要について

参考資料2－2 『要配慮個人情報』とは

参考資料2－3 議案第46号 和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

参考資料2－4 議案第46号資料 和光市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

参考資料2－5 和光市個人情報保護条例及び和光市個人情報保護条例施行規則（平成28年6月議会改正分含む）

＊質疑応答等

（田中会長）条例改正の説明について、ご質問等あればお願いいたします。

（竹村委員）和光市の個人情報保護条例というものは確か独自性があったはずなのですが、今回の改正のお話を聞いていて、マイナンバーとか、いろいろな情報が広がっていく中で、当初の和光市独自の条例と一般的な業務とそぐわない点というのは出てきているのでしょうか。

（大塚課長補佐）今回、法改正に基づいて行われたことの一つは個人情報の定義を明らかにしたことです。今までは、個人情報とは何かということが個人情報保護法で示されていたところですが、あいまいなところがございまして、実際にそれが個人情報に入るかどうかという判断が難しいケースがありました。それを解消し、個人情報に該当するかどうかということのを個別具体的に判断できるようにすることで、個人情報に該当しない情報を効果的に利活用できるようにするという方向で定義を明確にしたというところがございます。

ただし、個人情報の幅が広がったという認識ではなくて、あくまでもこれまで個人情報の定義があいまいだったことを明らかにしたというところがございますので、今回、定義の改正部分に関しましては、これまでの条例と齟齬が生じるとそういったものではないという認識をしております。

あわせて要配慮個人情報についても、要配慮個人情報に類する定義が今までにもございました。こちらを書いてあるものと大きく変わるという認識ではございませんで、あくまでも配慮を要する重要な情報をより明確化して、具体化したという認識でありますので、こちらも同様にこれまでのルールと大きく異なるものではないと認識しております。

(田中会長) ほかに何かございますか。

(竹村委員) 今、福祉のほうで地区社協を設立して、実際に行っているところで、個人情報ということが地区社協の活動の中で、皆さんのプライバシーと個人情報の区別が誤解されているという面がすごく多いんですね。地区社協で活動している人の中では、改正に伴って、NPOだとか自治会の活動ができなくなれば名簿とかも把握できなくなってくる。どうそれをやったらいいか皆さんすごく懸念されているところが多いので、市のほうでもっとよりわかりやすく、この間、私たちも教えていただいたんですけれども、もっとよりわかりやすい方法で、広報だとか学習会等の機会が与えられるといいかなと思うんです。まだあいまいなところで、自分たちが、これはどうかなと思いつながら活動しているのが現実なので、その辺が、もう少し、より厳しくなったと思う人もいるし、NPOなどの利害関係のない団体であって、個人情報によって活動ができなくなるという懸念があるんですけれども、その辺のところは和光市のほうでどう考えていらっしゃるのか。

(田中会長) 地区社協とプライバシーの侵害の関係についてですね。

(大塚課長補佐) 今回、6月26日に地区社協からの要請あって説明会を開催させていただきました。短い時間ではあったのですが、法改正がこういった趣旨で行われたか、こういった部分が改正になったのかという趣旨でご説明をしたところです。

その中でも、今回の法改正というのは、あくまでも前提

としては、個人情報の利活用を推進していきたいという趣旨がありまして、ただしそれに伴って、利用される側の国民の皆さんが不安になってはいけないということで、改めて個人情報の取り扱いについて、使う方の管理をしっかり求めていく必要があります、今回、5,000人以下の事業者も法律の対象になったという趣旨はそういったところです。実際、少数の個人情報を扱ったとしても、例えば要配慮個人情報を扱っている場合であれば、法に則ったルールにそぐわなくてもいいのかというと、そういったものではなくて、やはり個人情報を扱う質のほうの問題であるという観点から対象になりました。そういったところから、個人情報を取り扱う団体にとってもやはり気をつけて扱っていかねればいけないという意識をしていただく必要があろうかと思っています。

一方で、法律に基づいて、個人情報の取り扱いがきつくなってしまうと、有用な活動ができなくなってしまうというところから、安全管理の措置等に関しましては、個人情報をどうやって保護するか、取扱う個人情報をどう管理するかというルールに関しましては、個人情報保護委員会が中小企業向けにガイドラインを示しています。中小企業向けのルールについてはこのレベルで取り扱っても差し支えないですよという事例が案内されております。そういったところを地区社協の説明会ではご案内をさせていただいたのですが、また改めて、こちらでもホームページで資料を公表したりとか、和光市内にある自治会の役員が集まる地区懇談会が先週行われていたところですが、先ほどお見せした資料を配付するなど、個人情報を取り扱っている方に対しての情報を提供しております。今後も、機会があれば、適宜配付をしていき、説明会を開催してほしいという要望があれば、できる限り対応していく方向で考えていきたいと思っております。

(木暮委員) 私、つい最近まで個人情報取扱者だったんですが、5,000名なんて家族を含めるから、すぐになってしまうんですね。そうすると、個人情報取扱者のマークが必要なんです。それは何をやっているかということと頻繁に監査をしているんで

す。市もそういう組織をつくらないと、勝手に取り扱っているよと、立派にやっているよと、だれも信用しない。市も監査等の組織をつくる必要があると私は思うんです。

(田中会長) 今回、法改正があり、個人情報を取り扱うに当たりいろいろな問題点が出てきたと。これは、過去の経緯を見ていくと、震災とか、福祉の面で地域で支え合うという視点から、どうしても個人情報が必要だという中で、片方は保護ということと、それと活用ということで、その辺が今なかなか難しい状況があって、東北地方の震災を機に、やはりその辺が見直されてきたという経緯があると思うんです。個人情報の保護は、もともと個人のプライバシーを守るためものであり、それが余りにも偏ってしまうと逆にそれが個人を害することになってしまうということもありますので、その辺の今言った法改正の趣旨とか取り扱いについて周知されているとのことですが、その辺をぜひいろいろな各団体に十分周知していただいて、適正な形で運営できるように広報をよろしくお願いいたします。

細かいことなのですが、今回の条例と規則の改正の中で、要配慮個人情報があり、この規則の中では要配慮個人情報の有無について、今度登録簿に記載をすることになって、有・無については様式が改正されていないですが、改正される予定があるのでしょうか。

(大塚課長補佐) 様式に関しましては、今のところ改正の予定はなくて、該当する事務がございましたら、この様式にスタンプ等を押して、要配慮個人情報があるということがわかるようにする予定です。

(田中会長) 規則に欄を設けて有無を入れれば、今の内容でわかるんだかね。何かの形で、その辺は対応していただきたいと思います。

(山崎委員) 参考資料2-1、3事業者に対する指導等ということで、これは個人情報保護委員会に一元化されたために市の条例から削除するというのはどこを見ればわかりますか。

(大塚課長補佐) 参考資料2-3の裏面にあります。こちらで改正後は、空欄になっておりますが、これが該当条文が何かということを示しています。右左で同じ条文ごとに比較できるように並

べてございます。片方が完全になくなっているということは、その条文そのものがなくなったということを示すものとなっております。

(田中会長) よろしいですか。ほかに何かございますか。事務局から何かありますでしょうか。

＊事務局からの説明（大塚主任）

参考資料3 農地台帳の整備事務の概要

＊質疑応答等

(田中会長) 今の事務局からの説明について、ご質問等あればお願いいたします。よろしいですか。これは全国一律のシステムということで、それなりのセキュリティを施して行っているということですので、特にございませんか、よろしいですか。

6 質疑・意見等

(田中会長) では、委員の皆さんから個人情報等について、何か市に対して質問、意見等があればお願いいたします。

(木暮委員) 審議会は年度で何回あるのですか。

(大塚主任) 年1回ですが、随時、諮問答申があれば開催をお願いする形もありますが、昨年度は1回でした。

(田中会長) 条例に基づく中で、それぞれ審議会の意見を聞いてとか各条項があるかと思うのですが、その事案が発生したときには、随時、臨時で行うと。そのほか、今回は個人情報の制度の状況について審議会に報告することになっていますので、それに基づいて開催されたという理解でよろしいですね。

(大塚課長補佐) 審議会が開催される場合、今回行った条例改正のような改正があった場合でも、そういった場合には、皆様には情報提供をしてまいりたいと考えております。

(田中会長) 和光市は、法に先立って個人情報保護制度をつくって、先進的に行っていたわけですが、その後、個人情報保護法ができて、法律は上位になりますので、それにあわせて何回か改正したという経緯が当然出てくるわけですが、適正に制度を執行していくためには、やはり職員の個人情報に対する認識が不可欠だと思いますので、ここで例年、研修というか、周

知をしていると思うのですが、その辺の状況についてお知らせください。

(大塚主任) 新規採用職員については、後期としまして採用後半年を経過した新規採用職員に対して、文書事務の手引を用いて、ファイリングシステム研修をしております。こちらで個人情報の話もさせていただいております。平成28年は10月に実施しました。その他、初級研修としまして、採用2年目職員に対して、情報公開制度・個人情報保護制度、個人情報保護とセキュリティ、文書事務研修を実施しております。情報公開・個人情報開示請求時対応マニュアル等を用いて研修を開催させていただいております。平成28年は11月に実施させていただきました。どちらも入庁間もない職員を対象としていますが、今の研修の状況については以上になります。

(田中会長) 研修所管の総務部長もいらっしゃるので、ぜひ体系的に特に初任者を中心にということでしたので、ある程度中心になる方も定期的に研修を体系的にやっていただけるように要望しておきますので、よろしくお願いします。

(安井部長) ただいま会長からもありましたように、個人情報を取り扱う職員の認識というのは非常に重要になりますので、初任者研修、経験の浅い職員に対してもそういった研修というのは行っています。ただ、意識というのは忘れてしまうものでございますので、また適当な時期も置きながらそういう認識も含めて職員に確立していきたいと思えます。

(田中会長) ほかに。

(竹村委員) すごく皆さん、職員の方は忠実で、私たちから見ると過剰だと思うところがある。同じ会で常に連絡を取り合っている中で、どうしても情報がほしい、連絡をとりたいときに連絡をとりたいというと、まず待ってください、相手の了承をとってから相手の電話を教えます、と当たり前のように言われるんですけども、一日ですぐ連絡をとって連絡が来ればいいけれども、急いで連絡しなければならないときに、ワンクッション、ツークッションの間に、その日に連絡ができなくなってしまうところもあるので、教育はいんですが、まずそういった業務の進行の中で、もっとス

ムーズにいく方法を考えていただくとすごくありがたいな
と思うことがあるんです。たまたま電話番号を聞いてなか
ったために、連絡ができなかったことだったですけれども、
それを多々気にしていて、ごめんなさいで済んでいるうち
はいいのですけれども、やはりそこら辺を考えていただけ
ないかなと思います。

（大塚課長補佐）こちらからどの程度アプローチができるかわからない
のですけれども、内容によっても判断を要するところもある
かもしれないのですが、ご意見として承ります。

（田中会長）ほかに。津山委員。

（津山委員）改正前と改正後わかりやすいんですけれども、細かく出た
ものに変えられるというところなのですからけれども、細かくす
ることによって、それ以外の隙間みたいなものをうまくフォ
ローするような救済策みたいなものを考えてほしいと思う
んですね。

例えば、参考資料2-4、要配慮個人情報なんですけれども、ア身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に
掲げる身体上の障害と書くと、こういうふうな診断がない場
合はこれに当たらないということになりますよね。でも、診
断を受ける前にも同じように配慮があるべきだと思うんで
す。今までは書いてなかったもので、そういうところはうまく
フォローしたものが、書くことによって、隙間からこぼれ落
ちて侵害されるようなことがないように、どこかでフォロー
できるような相当する情報のようなものを入れていただけ
ると、せっかく今まで受けてもらえたものが、書くことによ
って隙間が出てしまうのが心配なんですけれども、それにつ
いてはどうですか。

（田中会長）事務局、説明お願いいたします。

（大塚課長補佐）今のお話なのですからけれども、条例第2条第3号の規則
で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする
記述等とすることになっていて、等というのは、ここに書いて
いるだけではなくて、これに類するものも含まれるというこ
ろで、逆にあいまいになったり、本来の趣旨とは異なるこ
ろが出てきてしまうのですけれども、これは国の条文と同じ
記述としています。個人情報法と同様、そのルールとして

漏れないようにということで、『等』という表現で、包括的に類するものを扱ってまいります。また、個人情報保護法のガイドラインを見ていただくと、ある程度のところ、どういったものが該当するのかなというのは、ここに書いてありますので、そういったものを参照しながら、ご懸念のような漏れないようにしていければと思っております。

（田中会長）よろしいでしょうか。ここら辺は、法にあわせて改正したということですね。

（津山委員）せっかく進んだので、国にあわせて後退することがないようによろしくお願いします。

（斎藤副会長）先ほどシステム結合の話が出ました。民間企業では大手の会社でも個人情報が漏れたりしたんですが、行政では大きく漏れたということは、今まであるのでしょうか、和光市に限らず。

（大塚課長補佐）日本年金機構の情報流出事件、平成27年5月にありまして、これがあったことで、全国の自治体がセキュリティ対策を早急に求められて、今は実際にはインターネットとそれ以外の行政の重要な情報というのはネットワークを分離して扱おうという取り組みが進められまして、それは今年完了したところです。ほかの自治体も同様にこの取り組みは進めているところです。

（斎藤副会長）かなり強力になっているということですね、現在は。

（大塚課長補佐）そうですね。総務省が検討部会をつくられまして、そちらが提言をされまして、その提言に基づいたセキュリティ対策を全国の市町村が取り組んでおります。

（斎藤副会長）各職員一人ひとりが丁寧に個人情報を守ろうとしてもデータとして持っていかれてしまうと、元も子もなくなってしまうので、そこの辺はかなり強化されているということです。少し安心な感じがします。ありがとうございます。

6 連絡事項等

（田中会長）それでは、以上で予定された議題はすべて終了しました。本日の審議会は閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

16 時 16 分 閉 会
以 上